

監理支援機関の許可申請手続

手数料・登録免許税について

申請を行う際には、申請書類一式を提出する際に併せて、下記の手数料等を納付したことが分かる資料を添えて提出してください。

なお、一度納付された手数料（登録免許税を除く）は、後になって申請を取り下げたとしても還付できませんので留意願います。

手数料・登録免許税の金額と納付先は以下のとおりです。

種類	金額	納付先	納付方法
(1) 申請手数料	10,600円+4,400円×（全監理支援事業所数－1）	国 （主務省庁）	収入印紙
(2) 調査手数料	81,000円+57,600円×（全監理支援事業所数－1）	機 構	払込票払い 又は ペイジー払い
(3) 登録免許税	15,000円	日本銀行 又は 税 務 署	現金納付

(1) 申請手数料

申請手数料は、

☆ 申請書の所定の欄に必要額の収入印紙を貼付して納付
してください。

申請書に貼付された収入印紙は、申請の受理時に機構において消印しますので、その後に申請の取下げ等を行ったとしても、還付できませんので、ご注意願います。

監理支援機関の許可申請手続

手数料・登録免許税について（つづき）

（２）調査手数料

調査手数料は、申請前に次のいずれかの方法で払い込んでください。

ア ペイジー払い

※ システム利用料**440円**がかかります。

※ 払込にはペイジー払いに必要な番号の発行が必要です。

イ 払込票払い（コンビニ払い／ゆうちょ銀行・郵便局の窓口払い）

※ システム利用料**572円**がかかります。

※ 払込には払込票の取り寄せが必要です。

ア ペイジー払い

① 番号の取得

機構ホームページから「ペイジー番号発行サイト」へアクセスし、必要事項を入力・登録してください。

登録が終わると画面に収納機関番号・お客様番号・確認番号が表示されますので、メモや印刷、スクリーンショットなどで保存してください。

※ 「申請者名」欄には、許可申請を行う申請者名（法人名）を入力してください。

※ 登録したメールアドレスには、払込証明書発行に必要な情報（請求番号、払込証明書発行サイトのURL）をお送りします。

※ 登録した電話番号は払込証明書発行の際、必要となります。

手数料・登録免許税について（つづき）

② 払込

保存した収納機関番号・お客様番号・確認番号で、ペイジー対応の銀行ATMやネットバンキングから払い込んでください。

なお、一度納付された手数料は還付できません。

※ 払込金額には、システム利用料440円が加算されています。

※ ATMで払い込む場合、現金（上限10万円）又はキャッシュカードが利用可能です。

※ ペイジーについての詳細は日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のホームページでご確認ください。

③ 払込証明書の印刷

払込後に、①で登録したメールアドレスあてに払込完了メールが届きます。払込完了メール上又は機構ホームページ上のリンクから「払込証明書発行サイト」にログインし、「払込証明書」をダウンロード・印刷してください。

ログインには、払込完了メールに記載されている「請求番号」と①で登録した電話番号が必要です。

④ 受領書等の提出

「調査手数料払込申告書」に

- ・③で印刷した払込証明書を添付
- ・払込証明書に記載されている「請求番号」（17桁）を記載

して、申請書の添付資料として提出してください。

監理支援機関の許可申請手続

手数料・登録免許税について（つづき）

イ 払込票払い（コンビニ払い／ゆうちょ銀行・郵便局の窓口払い）

① 払込票の取り寄せ

機構ホームページにある払込票発行入力フォームに必要事項を入力してください。

翌営業日に指定住所へ「払込票」を発送します。

※ 払込票にはシステム利用料572円が加算されています。

※ 「申請者名」欄には、許可申請を行う申請者名（法人名）
を入力してください。

② 払込

払込票が届いたら、払込票を持参の上、以下のいずれかで
払込をしてください。

○コンビニエンスストア （現金のみ（30万円まで））

○ゆうちょ銀行・郵便局の窓口 （現金 または ゆうちょ口座）

なお、一度納付された手数料は還付できません。

※ 上記以外の方法で納付した場合、③で「調査手数料払込申告書」に貼り付けるための書類が手元に残らないため、必ず上記のいずれかの方法で払込をしてください（ペイジーでの納付を希望される方は「ア ペイジー払い」の項目をご確認ください）。

③ 受領書等の提出

「調査手数料払込申告書」に

- ・手数料を振り込んだことを証明する書類（受領証等）を貼付
- ・払込票に記載されている「請求番号」（17桁）を記載

して、申請書の添付資料として提出してください。

監理支援機関の許可申請手続

手数料・登録免許税について（つづき）

（３）登録免許税

登録免許税は、

☆ 申請前に「麹町税務署」宛て納付

してください。

ア 納付場所

以下のいずれかの場所で納付してください。

- ① 許可権者（厚生労働大臣・法務大臣）の所在地を管轄する税務署
管轄税務署：麹町税務署 電話（代）：03-3221-6011
税務署番号：00031017
- ② 日本銀行（本店、支店、一般代理店、歳入代理店（郵便局を含む））
※ 日本銀行ホームページから語句検索で「歳入代理店」等と入力すると最寄りの店舗を検索できます。

イ 納付に必要な書類

- 納付書（領収済通知書）（３枚綴りの様式）
 - １枚目（領収済通知書）に所定の内容を記載してください。
 - ２、３枚目に複写されます。
 - ３枚目（領収証書）が納付時に領収書として押印されて返却されます。
- ※ （納付書）領収済通知書の様式は、最寄りの税務署で入手できます。
税務署では、入手する際に、年度、税目番号、税務署名、税務署番号を印字してもらうことができます。
なお、日銀代理店等には、様式を置いていない場合がありますので、個々に確認してください。

ウ 領収証書の提出

- ☆ 領収印が入った領収証書（様式３枚目）の原本を「登録免許税納付申告書」に貼付して申請書の添付資料として提出
してください。

監理支援機関の許可申請手続

手数料・登録免許税について（つづき）

（記入例）令和8年度に申請する場合

- ① 年 度：08
- ② 税目番号：221
- ③ 税務署名：コウジマチ
- ④ 税務署番号：00031017
- ⑤ 本 税：¥15,000（右詰めで記入）
- ⑥ 合 計 額：¥15,000（右詰めで記入）
- ⑦ 住所（所在地）：申請者の住所等を記入
- ⑧ 氏名（法人名）：申請者の名称を記入

監理支援機関の正式名称を記載願います
 例）○ 法厚協同組合
 × 法厚（協）

- ⑨ 申告区分：「その他9」に○をしてください
 ※①～⑨以外の欄は記入不要です

国税 納税資金		(納付書)		領収済通知書		(記入例) ¥ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0										
32618	年度 2 8	税目番号 2 2 1	税務署名 コウジマチ	税務署番号 0 0 0 3 1 0 1 7	登録番号											
税 目	トウロクメンキヨ税		本 税	⑤												
信託の名称			重加算税													
申告区分			該当項目に○印	1 2 3 4 5 6 7 8 9 ⑨												
住所(所在地)	⑦		加算税													
氏名(法人名)	⑧		利子税													
(フリガナ)			延滞税													
			合計額	⑥												
			証憑番号													
			あて先													

※この用紙は監理支援機関で処理しますので、必ず「納付書」を添付してください。

※「納付書」の裏面に「領収済通知書」の裏面に記載してください。